

# 製造業外国従業員受入事業の概要

## 【目的】

我が国製造業の海外展開が加速している状況を踏まえ、本邦にある事業所を人材育成や技能継承等の機能を有する国内生産拠点として研究開発や設備投資を強化し、そこで確立された生産技術等を当該事業者の外国にある事業所に普及させることで、国内生産拠点と海外生産拠点の役割分担を図り、もって我が国製造業の国際競争力を強化するとともに、国内製造業の空洞化を押しとどめる。

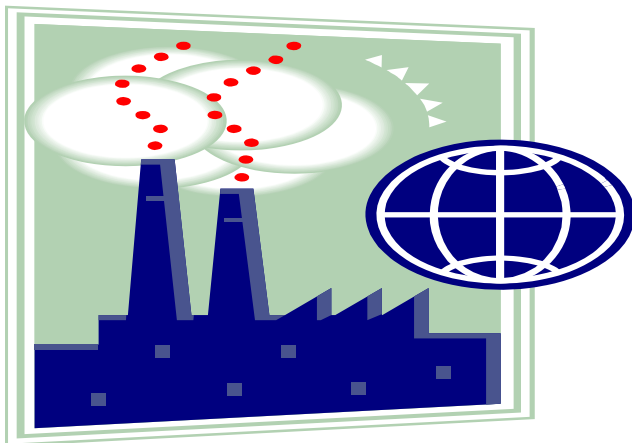
## 【制度の枠組】

経済産業省の所掌に係る製造事業者が、当該事業者(特定外国従業員受入企業)の外国にある事業所の職員(特定外国従業員)へ特定の専門技術の移転等を実施するための計画(製造特定活動計画)を作成し、経済産業大臣の認定を受けて実施。

※製造特定活動計画の認定を前提として、個々の特定外国従業員が在留資格「特定活動」を付与されることにより、本邦にある事業所で生産活動に従事することが可能となる。

## 海外

外国にある事業所(※)  
〔特定外国従業員受入企業の外国にある事業所〕



- 新製品の製造や新技術の導入等のため、国内生産拠点で確立された生産技術等を普及する海外生産拠点。
- 国内生産拠点が海外に移転し空洞化が助長されるようなものは対象外。
- 特定外国従業員の帰国後1年以内の解雇禁止(特段の事情がある場合を除く)。

外国にある事業所の職員  
〔特定外国従業員〕



在留資格  
「特定活動」

短期間転勤

帰国(転勤)

- 在留資格「特定活動」により、国内生産拠点での生産活動に従事することで、幅広い知識やノウハウを要する特定の専門技術を修得。
- 外国にある事業所での勤務年数1年以上。
- 本邦への転勤期間は最大1年。
- 家族帯同は不可。

## 日本

本邦にある事業所(※)  
〔特定外国従業員受入企業の本邦にある事業所〕



- 人材育成や技能継承等の機能を有する国内生産拠点(マザー工場)。
- 製造特定活動計画に沿って、幅広い知識やノウハウを有する特定の専門技術を特定外国従業員に移転。
- 労働関係法令・社会保険関係法令の遵守等のほか、同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上の報酬を支払うことなどが条件。

※「外国にある事業所」と「本邦にある事業所」の関係によって、制度の対象とならないケースがある。